



平成 28 年 8 月 25 日
午前 午後 9 時 43 分 受領

平成 28 年 8 月 24 日

南山城村議会議長 廣尾正男様

南山城村議会議員 徳谷契次



一般質問通告書

次の通り通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1 開発に対する行政指導について	<p>メガソーラ発電基地が村内に計画された以後、村としての考え方は未だ明確に伝わらず、行政不在の感さえする。</p> <p>1. 計画地は府県に跨る計画である故に双方の許認可の基準値の違いが考えられる。この場合、地元の市・村がより協調協力して対応していかなければならないと考えるが、双方の調整会議はどの様に進行しているのか。</p> <p>2. 今後、京都府からの意見を問われる機会があるが、どの様に意見を述べようとしているのか、考えを問う。</p> <p>3. 村の所管事務としては次のことなどを検証していかなければならないが、どのように検討しているのか。</p> <p>1) 雨水流出量の決定。</p> <p>2) 洪水確率年の決定。</p> <p>3) 濁水流出に対する施策。</p> <p>4) 修景。</p> <p>5) 法定、及び法定外の公共施設。</p> <p>4. 通常、大きな開発についてはあらゆる項目に亘って、着手前、工事中、完了後の保守管理、更には地元雇用に至るまでを立会人の許「覚書」等を交わすのが通例であるが、今回の計画についてはどのように考えているのか。</p> <p>以上の項目について、質問します。</p>	村長
2 用地取得(債務負担)行為について	<p>今年6月議会で「債務負担行為」により提案された用地取得の事件(限度額3500万円)。へき地における医療の確保・充実については十分理解し、賛成する。しかしながら、行政施策は常に公平公正・透明性・公開性について求められるものであり、先の提案はこのことを逸しているものと思える。</p> <p>1. これまでの背景・経過。</p> <p>2. 実施移行に至る検討結果。</p> <p>3. 全体計画の概要。</p> <p>4. 用地取得から事業完工までの計画期間。</p>	村長

	<p>5. 事業実施予算と資金返済計画。</p> <p>6. 医療機関（医療法人）の見通し。</p> <p>以上について質問します。</p>	
3 人口増対策に係る諸条例の改正について	<p>人口増への取り組みについては村の最優先事項の一つに入ると考え、これまでも提案し今後も必要な活動を行うこととしている。行政側も提案施策の実行や条例改正で臨んでいただいていることについて、敬意を表します。</p> <p>扱、住民は居住地を定めた後は好むと好まなくとも、その地の自治体が定めた条例等を遵守していかなければならない。</p> <p>その中で、使用料・手数料・分担金など、住民の負担する金額は他市町と比較されるものであり、条例制定が終わればそので良い。又、そのままが良いと言うことには決してならない。</p> <p>このような中、「南山城村簡易水道事業分担金徴収条例」についての改正が必要であると考え、次の通り質問する。</p> <p>簡易水道会計では、平成22年度末では23億円余り（正確には2,317,308円）の債務があったが、平成28年度末では13億円余り（同1,313,567円）となる見込みである。</p> <p>この現状において、一般加入者・特別加入者の分担金を現在の三分の一まで減額する必要があると思える。</p> <p>都市計画区域内で前面道路の整備は無論、上・下水道の完備された宅地分譲で建立を含めて1800万円の時代である。</p> <p>親から近く土地を分譲・借地してもらったとしても、現在の分担金は他市町とは比較して吐出し過ぎており、若者の定着の機会を逸してしまう。更には今後における若者の呼び込みに対する障害となる。</p> <p>減額は一面を見ると欠損とはなるが、次の事由により現在の利用者からも支持されると思われる。</p> <p>ア. 親の近くに、住居をより建て易くなる。</p> <p>イ. 金額は大きくなく、継続的な財政出動につながらない。</p> <p>ウ. 今後の起債償還計画に影響する金額ではない。</p> <p>何よりも、住民を増やして交付金が増えれば翌年度より継続して歳入の不足分を上回る収入となる。</p> <p>尚、水道料金に対する思いは持っているが、安全な生活水の安定供給の観点から言及は行わない。又、人を増やす観点から保育料、合併浄化槽などの条例改正も指摘しており改正は必要であるが、異動により体制が変わったことから、今回の一般質問から外している。</p> <p>戻って、新規加入者分担金の改正について質問します。</p>	村長